

ご 注 意

■このパンフレットは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

■ご契約の手続きが完了した後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、引受保険会社までお問合わせください。

ご契約後に引受保険会社から確認の連絡をすることがあります。

■ご契約後、次のことが生じる場合は、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと保険期間の途中であってもご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

- ・保険の対象の保管場所・設置場所を変更した場合
- ・保険の対象（品目・品質・型式・数量等）を変更した場合
- ・保険の対象の収容方法、収容場所の構造・用法を変更した場合

■保険の対象を譲渡したり、保険契約者の住所・連絡先等申込書記載内容に変更が発生した場合は遅滞なくご連絡ください。

■引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり当社も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます）またはマンション管理組合（以下、個人等といいます）である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヵ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

■他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償がされますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額（支払限度額）等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご契約ください。※

※複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、そのご契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

お問合わせ先

【取扱代理店】 株式会社 アイテックリース 保険担当 野元、竹本
TEL 03-5456-4760 FAX 03-5456-4761
[受付時間：平日9時～17時]

【引受保険会社】 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 公務部 営業第二課
〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-19
TEL 03-6734-9985 FAX 03-6734-9612
[受付時間：平日9時～17時]

事故が発生したら、事故報告ください。（修理業者の手配はいたしません）

★万一事故が発生したときは、遅滞なく下記までご連絡ください。ご連絡がないとそれによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。

あんしん24受付センター

TEL 0120-985-024（無料）

I P電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。

[受付時間：24時間365日] ※おかけ間違いにご注意ください。

■取扱代理店は引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、取扱代理店とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

動産総合保険

(共同受信施設特約セット)

テレビ共同受信施設（一式） のご案内



システム概要

取扱代理店 株式会社 アイテックリース

引受保険会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

動産総合保険（共同受信施設特約セット） テレビ共同受信施設（一式）

保険の内容

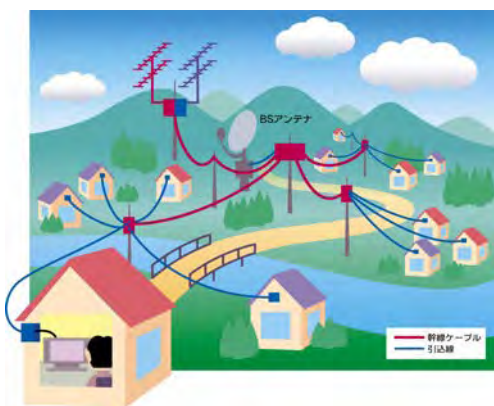
この保険はテレビ共同受信施設が落雷、火災、盗難等の偶然な事故により損害を被った場合にその修理および交換費用等を補償するものです。お支払する保険金は、保険という商品の性質上、普通保険約款・特約集に基づきます。かかった修理代金の全額を保険金でまかなえないケース※もございますので、ご理解いただきました上でご加入ください。※支障木の伐採や雪かきの費用はお支払できません。また損害の原因調査・仮復旧・代替品のレンタル・点検、試運転費用、割増しの人件費などは、お支払できない事故（水災・風災など）がございます。（修理付帯費用保険金補償特約が付帯されております。）

保険の対象

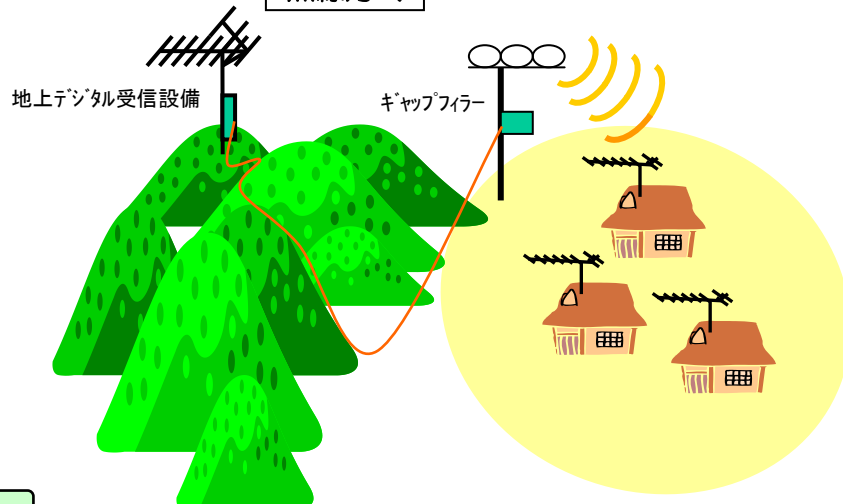
テレビ共同受信施設一式（受信アンテナから各受信者ごとの保安器またはV-ONUとその電源部までの部分で伝送線、増幅器、分配器、分岐器、整合器、電柱等を含みます。テレビ共同受信施設設置工事費を含みます。）を対象とします。

（保険金額は、再調達価額にて設定いただきます。）

有線方式



無線方式



保険金をお支払いする場合

テレビ共同受信施設が落雷、破損、盗難、火災、風災、水災等の偶然な事故によって受けた損害についてお支払いします。

- 落雷によって機器・装置が破損、故障した。
- 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等の水災により生じた損害（水災危険補償）
- 火災によって受信施設が焼失した。
- 暴風、自動車の衝突などによりアンテナ、電柱が倒壊した。
- いたずらによりアンテナが破損、電線が切断された。 など

※ただし、事故の原因が第三者の行為である場合など、損害賠償責任を負う者が存在する場合、この者に対する損害賠償請求権を保全または行使いただく必要がございますのでご注意ください。（この場合に必要とした費用は、実費をお支払いします。）

保険金をお支払いできない主な場合

- 損害を受けたために臨時に発生する費用（臨時費用対象外特約） ●ヒューズのみ損傷（管球類単独損害対象外特約）
- 保険の対象に対する修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣による損害
- 自然の消耗もしくは劣化または性質によるむれ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち等その他類似の事由またはねずみ食い、虫食いなどによる損害
- 保険の対象の電氣的・機械的的事故による損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害（これらの事由によって発生した事故が延焼または拡大して発生した損害を含みます。）
- 保険の対象の欠陥による損害 ●加工着手後に生じた損害（ただし、自動セット特約の「加工中の限定危険補償特約」により、加工着手から加工終了までの間の損害に対しては、火災、落雷、破裂また爆発、風災等に限定して保険金をお支払いします。）
- 保険契約者、被保険者（補償の対象となる方）、保険金受取人の故意または重大な過失による損害
- 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性によって発生した損害 など

保険金額（ご契約金額）

保険の対象の取得時の請負金額（税込み）を基本に「※再調達価額」でご設定ください。免責金額（自己負担額）の設定はありません。

損害保険金は、ご契約いただいた保険価額（※再調達価額）と保険金額（ご契約金額）の割合で保険金額を限度としてお支払します。保険金額を再調達価額より低く設定されますと、その割合に応じて保険金が削減されますのでご注意ください。また、再調達価額を超える保険金額を設定した場合、その超過分は、保険金をお支払いできません。

※再調達価額とは、保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額（テレビ共同受信施設設置工事費を含みます。）をいいます。

お支払いする保険金

保険金額を限度としてテレビ共同受信施設の実際の損害額（共同受信施設特約により再調達価額）をお支払いします。（部品交換により保険の対象としての価額の増加を生じた増価額や修理に伴って生じた残存物の価額は修理費から差し引きます。）

$$\text{支払保険金} = \text{①損害保険金} + \text{②残存物取片づけ費用保険金} + \text{③損害防止費用} + \text{④権利保全行使費用}$$

①は、1回の事故ごとに、 $\frac{\text{損害の額} \times \text{保険金額}^{*1} (\text{ご契約金額})}{\text{保険価額} (\text{再調達価額})}$ <保険金額^{*1}限度>となります。

※1 保険金額が保険価額(再調達価額)を超える場合は保険価額(再調達価額)とします。

【損害保険金】

●保険の対象が修理可能な場合には、損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費を損害の額とします。全損^{*2}の場合は、保険価額(再調達価額)を損害の額とします。

※2 損害の額が保険価額(再調達価額)を超える場合または保険の対象を積載している輸送用具の行方が60日間わからない場合などをいいます。

【保険金支払後の保険金額】

損害保険金のお支払額が、1回の事故につき、保険金額^{*3}に相当する額となった場合、その損害発生時にこのご契約は終了します。なお保険金額^{*3}と同額にならないかぎり、保険金のお支払いが何回あっても、保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

※3 保険金額が保険価額(再調達価額)を超える場合は保険価額(再調達価額)とします。

【残存物取片づけ費用保険金】

事故によって損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用（取り壊し費用、取片づけ清掃費用および搬出費用）に対して、損害保険金の10%を限度に実費をお支払いします。

【損害防止費用】

事故発生時に、損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用に対して、実費をお支払いします。ただし、損害保険金の額を差し引いた額が限度となります。

【権利保全行使費用】

事故発生時に、引受保険会社が取得する損害賠償請求権その他の債権の保全および行使に必要な手続きのために支出した費用（引受保険会社の求める証拠および書類の提出に必要な費用等）について実費をお支払いします。

【臨時費用保険金について】

この保険では、臨時費用対象外特約が自動的にセットされているため、臨時費用保険金をお支払いいたしません。ただし、別に定める特約保険料を払い込みいただくことで、臨時費用保険金をお支払いする特約もご用意がございます。

保険料

●保険期間(ご契約期間)は1年間です。

●保険料率は、保険金額1,000円に対し、7円となります。

$$\text{保険金額 (請負金額 (税込み))} \times 7 / 1,000 = \text{保険料 (円)} \quad (\text{円単位四捨五入10円単位となります})$$

保険金額	料率	保険料 円
	7 / 1,000	

*最低保険料 7,000円（保険金額 100万円までの工事の場合は、7,000円となります。）

（注）保険料率は平成29年6月1日現在のものであり、変更となる場合があります。

●セットされる特約

■共同受信施設特約（水災危険補償・地中危険補償）

主な自動セット特約

- 温・湿度変化損害対象外特約
- 擦損危険等対象外特約
- 消耗品単独損害対象外特約
- 吹込み・雨漏り損害限定補償特約

- 管球類単独損害対象外特約
- 修理付帯費用保険金補償特約
- 自力救済行為等対象外特約
- 臨時費用対象外特約

■国内のみ補償特約

- 使用人の不誠実行為対象外特約
- 地中・水中・空中危険対象外特約
- 格落損害対象外特約

■1時間未満の電力停止等による損害対象外特約